

IP化時代の通信端末に関する研究会（第7回）議事要旨（案）

1 日時 平成19年5月8日（火）14時00分～16時00分

2 場所 三田共用会議所 4階 第4特別会議室

3 出席者（五十音順、敬称略）

（1）構成員

相田 仁（座長）、浅野 睦八（代理 小林 善和）、稲垣 隆一、大島 正司、
國尾 武光（代理 佐藤 直樹）、後藤 幹雄（代理 美和 晃）、近藤 弘志、
資宗 克行、高橋 伸子、竹田 義行、土井 美和子、花澤 隆（代理 浜田 洋）、
林 俊樹、平野 晋（座長代理）、藤原 洋、前田 章（代理 飯塚 雄次郎）、
松島 裕一、三輪 真、山田 敏雄、村上 晃、山口 英、弓削 哲也、横澤 誠、
渡辺 文夫

（2）総務省

森総合通信基盤局長、桜井電気通信事業部長、
高橋情報セキュリティ対策室長、内藤消費者行政課課長補佐、
渡辺電気通信技術システム課長、中村電気通信技術システム課課長補佐

4 議題

（1）プレゼンテーション

（2）その他

5 議事要旨

○構成員からの主な発言は以下のとおり

- ・ 利便性と安全性・信頼性の関係については、コントロール機能を全てネットワークに集約するか、限りなくトランスペアレントにするかという両極端な話にすべきではないだろう。通信端末はネットワークを介さなくてはならないことを考慮すれば、経済的な視点からもケースバイケースであり、一般論にできるものではないと思われる。また、通信端末の話をする際には、ネットワークを介した場合を考えなければ、実効性が担保できないのではないかと。
- ・ IP時代に向けて、技術者の育成の考え方について見直して行かなくてはならないのではないかと。新しい技術の進展によりハード・ソフト的に多くのサービスが登場するようになったとき、今までの試験・育成の考えでは技術者レベルを担保

し、エンドユーザのニーズに応えるのは難しいと思われる。

- ・ ビジネス環境の話として考えると、世の中の人がお金を払えばビジネスになるので、新しいビジネスという視点でとらまえることが必要である。マーケットメカニズムで動くことにより、技術者の育成についても発展的に軌道に乗るのではないか。
- ・ 人材・リソースの育成、制度の整備をどのような論理・範囲で行うかが課題であり、IP 端末への移行に際して誰が何をするのかということを検討しなくてはならない。また、移行期には全体調和ができず、様々な課題が出てくることになるため、揃うまでの考え方についても整理する必要がある。
- ・ 今までは電話網が中心であり、電話の専門家が問題を理解・対応することが可能であった。IP 化の際には、一番下のレイヤからアプリケーションのレイヤまで全部知らないと問題に対応できなくなることが想定されるため、総合的に判断できる人材を育てなくてはならない。
- ・ NGN においては、プラットフォームの一部を外に渡すことなく上から下まで統合するという認識であり、一気通貫のサービスが行われるような現在の構造と同様のサービス構造をイメージしている。ビジネスモデルについても、モバイルインターネットに限りなく近づき、ネットワーク毎に垂直統合している現在の基盤を壊すものではないと考えている。
- ・ NGN で上のレイヤのサービスまで統制するという主張はあるが、バインドされないコンテンツのポータビリティを体験しつつある中で、サービス展開が上手くいくのか、カスタマーが満足するのかという問題は出てくるだろう。
- ・ —
- ・ 国際標準以外のスタンダードはあり得ないが、ユーザ抜きの議論では始まらないことも確かである。国際的な日本の事業者が競争力を維持しながら、日本のユーザが世界のネットワークの中で効率的にサービスを受けることができるための国際標準をどのように把握すればよいのか。
- ・ コンセンサスの形成については多くの方法があり、ITU-T、IETF 等の国際標準から、デファクト、マーケットメカニズムまであり得る。また、それらの間とし

て、カスタマーニーズとサプライヤーニーズを合わせながら出していく方法もある。ただし、通信関係の技術基準については、国際標準のような堅い世界か、マーケットで力の強いところで決まっていることが多く、仕組みの改善が議論されているところである。

- ・ 国際標準に対し、技術のオペレータやテクノロジーサプライヤが世界のマーケットに向き合う戦略、それを後押しする行政の選択について何種類もあり、日本はデファクトを押すということやオープン化を進めてきたと言えるだろう。
- ・ 特定のステークホルダー間で不利益について解決したとしても、その解決法を標準のように一般化することができない以上、ニュートラルで、かつ高い専門性・機能性を持った紛争解決のメカニズムを作成することが必要であり、コミッショナーのような責任を持つものを置くべきである。
- ・ 裁判外紛争解決手続（ADR）の役割は、事業者間の紛争解決や経済的なコンペンセーションを決めるだけではない。遺恨があるということは、採用しているオペレーションと技術にミスマッチがあったということであるから、ガイドラインや基準にフィードバックをかけるためのメカニズムを作ることも重要である。
- ・ 解決方法を技術、コンペンセーション、事業者のビジネスの善し悪しのいずれにするのか等について、我が国の基盤が移行する中で責任を持って判断するためには、インフラに対する技術的な専門性を持つ人や、ビジネスに対する専門家、法律の構造やスタンダードに関する専門家等の集団が必要となるだろう。利用者の不利益を最小にするというところに視点を持って、遺恨に対して責任を持つことが求められる。
- ・ サービスの組み合わせ、ビジネス構造に関する理想像をヘッジするための規律・方策としては、コミッショナーという組織単独では十分ではなく、現在のフレームワークを利用することも必要だろう。柔軟性、適時性を持って担保していくことが必要であると考えている。
- ・ 今の日本の強みは、人口のほぼ100%がネットワークユーザであることであり、世界標準を引っ張っていくどのような新しい通信端末の仕組みを出していけるかということにおいて、世界でトップクオリティのユーザをどのように端末・アーキテクチャの議論に取り込んでいくかが重要である。テストベッドや新しいサービスへの移行時にユーザを取り込むことも考えられる。

- ・ 今後の端末のアーキテクチャは複雑化していくのではないかとこの危惧があり、ユーザにとってわかりやすく可視化することが求められるのではないかと。
- ・ 「端末」という語によって、発想が押し込まれてしまっていると思われるので、「端末」に代わる適切な語を検討すべきではないかと。
- ・ コンテンツポータビリティについては、インターネット PC や携帯電話といった、物理的な端末やアクセスに依存しない形でサービスを受けられる方向に進んでいる。サービスと端末の関係については、一体化が加速するのではなく、サービスは端末・アクセス非依存へ向かうのではないかと。
- ・ ユーザは端末ではなくサービスを買っているのであり、サービスを受けるために適した、形のあるものである端末に金を払っているのではないかと。そのため、多くのユーザはサービスがキャリアやネットワークプロバイダーに依存していることを理解できていない。一方で、ユーザにサービスを結びつけるとき、端末という形のあるもの以外に何が考えられるのだろうか。
- ・ 一定の声を出すだけで通話ができ、ポップアップ画面が出るような、ユーザがやろうと思ったときに即座に実行できる空間型のサービスが該当するのではないかと。現在考えているのは、その段階までは進んでおらず、体に付帯しているものやソフトによる通信サービスへのイグニッションである。
- ・ ユーザは、サービスを提供させる技術を買っているように思われる。サービスを買うという状況は、技術者がいなくなり、サービスの完全な実現について供給者が責任を持つ状態になるということであり、技術者やメーカーはそのようなことはしないのではないかと。
- ・ 今後の検討について、ユーザという語の定義を確定すべきではないかと。対象によって議論は大きく変わってくることもあり、曖昧なままでは議論を混乱させる原因になるだろう。

以上